

伊達市広告入り案内板無償設置事業仕様書

1. 案内板等の設置事業仕様

(1) 設置場所

伊達市役所 1 階とし、詳細は協議のうえ決定する。

(2) 設置設備

庁舎内案内表示機	1 台
広告付き周辺地図案内表示機	1 台
市政情報モニター	1 台
市民情報コンテンツ制作・編集用 P C	必要台数
附属操作機器	必要台数

なお、詳細については協議の上決定し、設置機器の数量については変更する可能性がある。

(3) 本体仕様

- ① 案内板は、縦2,500mm×横3,200mm程度の大きさで作成すること。
- ② 行政情報モニターは55インチ以上とすること。
- ③ 本体枠の角が鋭利とならない加工をし、場所をとらない形状であり、震度6以上の地震でも、転倒、落下等のないよう安全に配慮したものであること。
- ④ 照明はLEDを使用し、タイマー等により電照時間を自動制御できること。また、手動による電源のオン／オフも容易にできるようにすること。
- ⑤ 来庁者が案内板の表示内容により、目的とする市役所の窓口への経路等が容易に理解できる内容とすること。
- ⑥ その他の仕様は、協議の上、決定するものとする。

(4) 設備工事等

設置工事等を行う場合は、事前に財政課並びに関連する課等と十分な打合せをしてから行うものとする。

(5) 設置許可

広告付き案内板の設置にあたっては、伊達市庁舎管理規則第8条により許可を受けること。

(6) 原状回復

契約期間の満了又は取消しにより、案内板等を撤去する時は、速やかに原状回復すること。

2. 事業運用仕様

(1) 広告付き案内板

稼働日及び稼働時間並びに民間広告は次のとおりとし、詳細は協議の上決定する。

① 放映日 12月29日から1月3日を除く平日、土曜、日曜、祝日

② 放映時間 午前8時30分から午後8時00分までとする。

ただし、土曜、日曜、祝日は午後5時00分までとする。

③ 民間広告

ア 広告の募集・編成は事業者が行うものとする。

イ 広告主の選定及び広告内容等については、伊達市企業広告掲載規則を遵守することとし、広告に関する苦情等については、事業者が速やかに本市に報告するとともに、適切に対応にあたること。なお、広告内容に問題が生じた場合には、当該広告の掲載を中止する場合がある。

ウ 掲載する広告については、市で事前確認を行った後に、掲載することとする。なお、事業者は、外部委員等で構成する審査機関を設置するなどにより、広告の客観的評価に努めるものとし、そのための関係資料(審査機関設置の場合は、その概要)がある場合には、市に提出すること

エ 広告に対する著作権、特許権、その他第三者の権利に関する問題が生じた場合は、事業者が一切の責任を負うものとする。

(2) 市政情報モニター

① 放映内容

1 枠につき15秒の動画又は静止画による市政情報とする。

② プログラム

市政情報を主とした構成とし、編成支援は事業者が無料で行うものとする。

③ 市政情報

ア 市が提示した情報を基に、事業者が編成すること。

イ 市が作成した情報を容易に放映できるものとする。

ウ 災害情報等緊急な周知が必要な場合は、随時、放映できるものとする。

④ 市政情報モニターの音量

音声が発生する場合には、業務に支障のない程度の音量とし、詳細は協議の上、決定するものとする。

(3) 特記事項

① 広告収入は、事業者の収入とする。

② 機構改革等により庁舎案内の掲載内容に変更乗じた場合の費用は事業者の負担とする。

③ 契約期間内であっても、庁舎のレイアウト変更等により、やむを得ず設置場所の変更や広告掲示の一部又は全部を中止する場合における番号表示機等の移動及び撤去に係る費用は事業者の負担とする。

④ 設置場所、設置台数等については、協議の上、変更又は追加する場合がある。

⑤ 事業者の責めに帰する事由に基づき、庁舎の利用に不適當な事業が生じた場合、掲載の全部又は一部を中止することができるものとする。この場合、事業者は、案内板等を撤去し、原状に復することとする。但し、既に納付している広告放映料がある場合には、返還しない。

⑥ 事業者は、定期的に案内板等のメンテナンスを実施すること。

⑦ 故障等の不具合が生じた場合には、速やかに対応すること。